

裁判官の視点で、弁護士の
適切かつスピーディーな訴訟活動をナビゲート!

裁判官が説く 民事裁判実務の重要論点

名誉毀損
プライバシー侵害
編

加藤 新太郎・和久田 道雄 編集

A5判・396頁 定価：本体4,200円+税

裁判官が説く
民事裁判実務
の
重要論点

名誉毀損
プライバシー侵害
編

加藤新太郎・和久田道雄
編集

裁判官の視点で、
弁護士の適切かつ
スピーディーな
訴訟活動をナビゲート!

訴訟遂行上の
問題発見のための
必読書!

民事裁判実務の重要論点

家事・人事編 契約編 基本原則 権利の濫用編 も好評発売中!

第一法規

本書の特長

- ◆名誉毀損・プライバシー侵害について判断された訴訟をベースに、系統的に整理した項目と設例を作成し、そこにあらわれる重要論点について、現在の判例法理、学説の議論状況を客観的に明示!
- ◆判例から想を得て作成された設例について、Basic Information、設例に対する回答、解説の順で解説し、法律実務家として知っておくべき実体法上、訴訟法上の問題点を明示!
- ◆当該分野に精通する裁判官が、現在の裁判実務の実際について、相場観を含めて運用レベルの問題まで解説!

目次〔抜粋〕

第1 名誉毀損

- | | |
|----------------------------|-----------------------------|
| 総論—名誉毀損訴訟の現在 | 7 法人の名誉毀損 |
| 1 侵害の態様1(新聞、雑誌記事) | 8 弁護士に対する懲戒請求の呼び掛け行為の違法性の有無 |
| 2 侵害の態様2(テレビ報道) | 9 議会等における発言・討論 |
| 3 侵害の態様3(インターネット記事) | 10 警察発表 |
| 4 意見ないし論評1(月刊誌の論文) | 11 ビラの配布1(損害賠償) |
| 5 意見ないし論評2(会社の事業報告書、個人の著書) | 12 ビラの配布2(差止め) |
| 6 配信記事の掲載 | 13 情報提供者の責任 |

第2 プライバシー侵害

- | | |
|-----------------------------------|--------------------------------|
| 総論—プライバシー侵害訴訟の現在 | 4 弁護士による疎明資料の提出 |
| 1 少年事件の推知報道 | 5 入れ墨の有無の調査 |
| 2 住民基本台帳ネットワークシステムへの個人情報の搭載 | 6 自宅の居室内での容ぼう等の隠し撮り |
| 3 大学主催の講演会に参加を申し込んだ学生の個人情報の警察への開示 | 7 ウェブサイト上の情報流出 |
| | 8 検索事業者に対する自己のプライバシー情報の削除請求の可否 |

裁判官が説く 民事裁判実務の重要論点

契約編

裁判官が説く 民事裁判実務の重要論点

家事・人事編

裁判官が説く 民事裁判実務の重要論点

基本原則 権利の濫用編

裁判官と弁護士で考える

保険裁判実務の重要論点



も好評発売中!!



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
http://www.daiichihoki.co.jp

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

訴訟遂行上の問題発見のための法律実務家必読書！

内容見本

設例ごとに、[Basic Information ▶ 設例に対する回答 ▶ 解説] の順に解説しています。

6 配信記事の掲載

設例 6

新聞社である Y は、その加盟する社団法人 Z 通信社から配信を受けて、「大学病院において行われたある手術に関し、医師である X が過誤により患者を死亡させた」とする記事をその発行する新聞に掲載した。X が Y に対し不法行為に基づく損害賠償を求めたのに対し、Y は、Z 通信社が前記記事に掲載された事実を真実と信ずるに相当の理由があるから、Y が同事実を真実と信ずるについても相当の理由があると主張して、X の請求を争った。

Basic Information

新聞社が通信社からの配信を受けてそのまま掲載した新聞記事についての誤信相当性の有無の判断方法（最三小判平成 14・1・29 民集 56 巻 1 号 185 頁（28070232））

新聞社が通信社から配信を受けて自己の発行する新聞紙にそのまま掲載した記事が私人の犯罪行為やスキャンダルないしこれに関連する事実を内容とするものである場合には、当該記事が、取材のための人的物的体制が整備され、一般的にはその報道内容に一定の信頼性を有しているとされる通信社から配信された記事に基づくものであるとの一事をもって、当該新聞社に同事実を真実と信ずるに相当の理由があったものとはいえない。

設例に対する回答

○主要な争点

報道機関が、定評ある通信社から配信された記事を実質的な変更を加えずに掲載した場合に、その掲載記事が他人の名誉を毀損するものであったとしても、配信記事の文面上一見してその内容が真実でないと思われる場合や掲載

紙自身が誤報であることを知っている等の事情がある場合を除き、当該他人に対する損害賠償義務を負わないとする法理（いわゆる配信サービスの抗弁。前掲平成 14 最判〔28070232〕参照）がアメリカにはあるといわれているが、日本において、通信社からの配信に基づき、自己の発行する新聞にそのまま記事を掲載した新聞社は、同記事が名誉毀損に該当する場合において、前記抗弁又は類似の構成によって免責されることがあるか。あるとすれば、どのような場合か。

○回答

新聞社が、通信社からの配信に基づき、自己の発行する新聞に記事を掲載した場合において、少なくとも、当該通信社と当該新聞社とが、記事の取材、作成、配信及び掲載という一連の過程において、報道主体としての一体性を有すると評価することができるときは、当該新聞社は、当該通信社を取材機関として利用し、取材を代行させたものとして、当該通信社の取材を当該新聞社の取材と同視することが相当であって、当該通信社が当該配信記事に掲載された事実を真実と信ずるに相当の理由があるのであれば、当該新聞社が当該配信記事に掲載された事実の真実性に疑いを抱くべき事実があるにもかかわらずこれを漫然と掲載したなど特段の事情のない限り、当該新聞社が自己の発行する新聞に掲載した記事に掲載された事実を真実と信ずるについても相当の理由がある。

○参考事例

最一小判平成 23・4・28 民集 65 巻 3 号 1499 頁（28171663）

◆解説

1 事案の概要

ある大学病院において行われた心臓中隔欠損症及び肺動脈狭窄症の手術において、同病院の医師である X が人工心臓装置の操作を担当したところ、同手術の際、人工心臓装置において体内の血液がうまく抜けなくなる「脱血不良」が起こったことにより当該患者は脳障害に陥り、間もなく死亡した。

◆裁判官から見た訴訟実務上
抜け落ちやすいポイントを
もれなく把握できます！

案において通信社と報道機関と
いとしても同様の、すなわち一
体的に配信記事をどのように
がある。

104

◆実務で取り上げるべき判例が的確にわかります！

105

になり、それを X が主張するのは事実上困難な場合が多いのではないかと
思われる。

第3に、前記参考事例の最高裁判断においては、かかる判断を行う場合に、
配信記事の部分にクレジット（記事の配信元表示）は不要であるとされている。
クレジットの意義については、前掲平成 14 年最判〔28070494〕におい
て様々な検討がされたが、そもそも日本においては少なくとも新聞記事には
配信元表示はされない慣行となっており、それを前提として明確にしたも
のであるといえる。

本書収録中の判例には、判例データベース『D1-Law.com
判例体系』の判例IDを記載しています。
『D1-Law.com判例体系』をご契約の場合は、判決全文・
解説等をすぐに確認できます。

らである。したがって、新聞社以外であっても、通信社との関係で同様の記
事配信システムを構築する加盟社に当たる報道機関一般については射程の範

2 テレビのネット局とキー局の関係

テレビのキー局はネットワーク契約に基づいて同系列の地方局へ番組を制
作して送り出し、ネット局は、配信された番組をそのまま放映するかしない
かの選択しかできないことが通常であろう。生放送であればなおさらである。
配信記事を受けた新聞社が見出しをつける、細部を落とすなどの若干の加工
をして自らの記事として掲載するものは大きく異なる。しかしまた、キー
局とネット局の間は、その各法人の成立上、情報のやりとりに関する契約関
係のみならず、企業グループとしての強い関係性があるのが通常である。い

ばない。
曜子)

◆参考文献で、更に深掘りできます。

◆参考文献

- ・「最高裁判所判例解説民事篇（平成 23 年度（上））」法曹会（武藤貴明）417 頁
- ・「最高裁判所判例解説民事篇（平成 14 年度（上））」法曹会（尾島明）102 頁
- ・尾島明「判批」時の判例（ジュリスト増刊）1233 号（2002 年）118 頁
- ・現代民事判例研究会編『民事判例 4—2011 年後期』日本評論社（2012 年）〔加藤新太郎〕152 頁

詳細・お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規 民裁実務名誉

検索

CLICK!